

令和 3 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和 3 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和 3 年 9 月 28 日（火曜日）

○議事日程第 1 号

令和 3 年 9 月 28 日（火曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|-----------------------|--|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 議席の指定 | |
| 第 3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 4 | 会期の決定 | |
| 第 5 | 議案第 6 号 | 令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 6 | 議案第 7 号 | 決算の認定について（令和 2 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第 7 | 議案第 8 号 | 監査委員の選任について |
| 第 8 | 一般質問 | |
| 第 9 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 10 | 報告第 5 号 | 継続費精算報告について
（令和 2 年度青森地域広域事務組合一般会計継続費精算報告書） |
| 第 11 | 報告第 6 号 | 専決処分の報告について |
| 第 12 | 報告第 7 号 | 専決処分の報告について |
| 第 13 | 青広監報告第 3 号 | 例月出納検査報告について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	田中茂勝	議員	9番	本間 闕士	議員
2番	亀田弘徳	議員	10番	成田精市	議員
3番	万徳なお子	議員	12番	神山昌則	議員
4番	赤平勇人	議員	13番	川崎憲二	議員
5番	福井洋一	議員	15番	小豆畑 緑	議員
6番	安藤英博	議員	16番	渡部伸広	議員
7番	竹山美虎	議員	17番	木戸喜美男	議員
8番	秋村光男	議員			

○欠席議員（2名）

11番	中村節雄	議員	14番	吉田 勉	議員
-----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	小野寺 晃彦 君	庶 務 課 長	千 葉 大 君
代表副管理者	山 崎 結子 君	予 防 課 長	村 田 明人 君
副 管 理 者	船 橋 茂久 君	警 防 課 長	佐々木 和人 君
副 管 理 者	久 慈 修一 君	通信指令課長	中 嶋 正 君
監 査 委 員	出 町 文孝 君	会 計 管 理 者	柿 崎 哲男 君
事 務 局 長	佐々木 淳 君	副会計管理者	工 藤 健志 君
消 防 長	成 田 智 君	監査委員書記	太 田 綾子 君
消 防 次 長	佐 藤 芳之 君	監査委員書記	八木澤 透 君
総 務 課 長	井 上 悦子 君		
参 与	松 島 豊 君 (青森市企画部企画調整課長)		
参 与	田 中 正美 君 (平内町企画政策課長)		
参 与	外 崎 文雄 君 (外ヶ浜町総務課参事)		
参 与	小 松 生佳 君 (蓬田村総務課長)		

○事務局出席職員氏名

書記長 成 田 清

書 記 川 浪 昭 仁

書 記 中 村 雄 大

午後 2 時開会・開議

○議長（木戸喜美男君） ただいまから、令和 3 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

○議長（木戸喜美男君） 本日の日程に先立ちまして、去る 5 月 10 日田中聡議員がご逝去されました。

ここに、故田中聡議員のご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと存じます。

全員のご起立をお願いいたします。

黙祷。

黙祷を終わります。ご着席願います。

日程第 1 諸般の報告

○議長（木戸喜美男君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

はじめに、組合議員の異動についてであります。青森市議会から選出されておりました山脇智議員から、諸般の都合により 4 月 23 日付で辞職したい旨の願い出があり、会議規則第 128 条の規定に基づき、同日付でこれを許可しました。

その後任議員として、赤平勇人議員が 6 月 30 日付で組合規約第 6 条の規定により選出された旨の報告がありました。また、平内町議会から選出されておりました田中聡議員が逝去されたことに伴い、その後任議員として、田中茂勝議員が 6 月 11 日付で組合規約第 6 条の規定により選出された旨の報告がありました。

次に、議会運営委員についてであります。先ほど御報告いたしました青森市議会から選出された組合議員の辞職及び、平内町議会から選出された組合議員の逝去により、委員に欠員が生じておりましたが、議会運営委員会条例第 3 条の規定により、議長において、青森市議会の赤平勇人議員、及び平内町議会の田中茂勝議員を 6 月 30 日付で議会運営委員として指名いたしました。

次に、議会運営委員会の安藤英博副委員長から令和 3 年 8 月 31 日付をもって、副委員長を辞任したい旨の願い出があり、本日開催した議会運営委員会において、委員会条例第 9 条の規定により、これを許可いたしました。

これに伴い、議会運営委員会の副委員長が欠員となりましたことから、副委員長の互選を行ったところ、今別町議会から選出されております本間闘士委員が副委員長に当選されましたので御報告いたします。

日程第 2 議席の指定

○議長（木戸喜美男君） 日程第 2 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（木戸喜美男君） 日程第 3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、7 番竹山美虎議員及び 9 番本間闘士議員の 2 名を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

○議長（木戸喜美男君） 日程第 4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 議案第 6 号 令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 7 号 決算の認定について（令和 2 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

○議長（木戸喜美男君） 日程第 5 議案第 6 号「令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」及び、日程第 6 議案第 7 号「決算の認定」の計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 令和 3 年第 2 回定例会の開会に当たり、提出しております議案の御説明に先立ち、去る 5 月 10 日に急逝されました故田中聡議員の御霊に対しまして、謹んで哀悼の意を表し、御遺族の皆様方に衷心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、議案第 6 号令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、消防水利の維持管理に係る経費や消防装備品の購入に係る経費等の増額のほか、令和 2 年度決算に係る剰余金に連動して、構成市町村の分担金及び負担金、繰越金、諸収入について所要の調整を行うものであります。

歳出の主な内容についてであります。構成市町村振興費については、令和 2 年度決算に係る剰余金を青森地域広域事務組合振興基金に積立するため 202 万 5000 円を増額補正するものであります。

消防費であります。青森消防費については、消火栓の取替・補修・移設工事に係る経費として、1690 万 4000 円を増額補正するほか、上下式防火衣の購入経費等として、414 万 6000 円を増額補正するものであります。

青森市消防団運営費については、消防団機械器具置場の維持修繕等として、150 万 2000 円を増額補正するものであります。

歳入の主な内容についてであります。令和2年度一般会計処理に伴う繰越金を計上したほか、調整分や歳出補正に連動する財源を見込んだ結果、分担金及び負担金については1億5353万8000円の減額補正、財産収入については415万6000円、繰越金については2億721万円の増額補正、諸収入については3325万1000円の減額補正となったものであります。

これらの結果、2457万7000円の増額補正となり、これを加えた一般会計予算総額は、64億3452万1000円となった次第であります。

議案第7号決算の認定については、令和2年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものであります。その詳細につきましては、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木戸喜美男君） 次に、令和2年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。

柿崎会計管理者。

〔会計管理者柿崎哲男君登壇〕

○会計管理者（柿崎哲男君） 令和2年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

令和2年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、編成したものであります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行致しました。

それでは、決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して、1.37%減の60億8288万円でありましたが、その後、人件費の調整や消防合同庁舎のアナログ無線鉄塔解体工事等の入札執行残など、6696万余円を減額補正し、更に、前年度からの繰越額として、今別分署建設事業の2億4154万余円を加えた結果、歳入・歳出予算現額は、62億5746万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が前年度に比較して、3.33%増の61億2367万余円、歳出が前年度に比較して、2.64%増の59億1646万余円となり、歳入・歳出差引2億721万余円の実質収支額となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について、御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。分担金及び負担金は、50億5044万余円で、前年度に比較して、0.23%の減となっており、これは主として、介護認定審査会費負担金の減によるものであります。

使用料及び手数料は、855万余円で、前年度に比較して、1.62%の減となっており、こ

れは、主として、今別地区斎場使用料の減によるものであります。

国庫支出金は、421 万余円で、前年度に比較して、31.88%の減となっており、緊急消防援助隊活動費負担金の減によるものであります。

県支出金は、1772 万余円で、前年度に比較して、2.24%の減となっており、これは主として、石油貯蔵施設立地対策等交付金の減によるものであります。

財産収入は、1183 万余円で、前年度に比較して、9.32%の減となっており、これは、主として、廃消防車等の物品売払収入の減によるものであります。

繰越金は、1 億 6210 万余円で、前年度に比較して、4.33%の減となっております。

諸収入は、2 億 7117 万余円で、前年度に比較して、12.30%の増となっており、これは、主として、青森市消防団業務受託収入の増によるものであります。

組合債は、5 億 9760 万円で、前年度に比較して、46.69%の増となっており、これは、主として、今別分署建設事業に係る組合債発行の増によるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、35 万余円で、前年度に比較して、28.88%の減となっており、これは、主として、費用弁償の減によるものであります。

総務費は、1 億 4790 万余円で、前年度に比較して、1.52%の減となっており、これは、主として、職員人件費の減によるものであります。

民生費は、7310 万余円で、前年度に比較して、15.25%の減となっており、これは、主として、介護認定審査会ネットワークシステム更新経費の減によるものであります。

衛生費は、5 億 969 万余円で、前年度に比較して、1.58%の増となっており、これは、主として、旧平内清掃工場解体事業及び旧今別地区ごみ処理場解体事業の実施に伴う増によるものであります。

構成市町村振興費は、814 万余円で、前年度に比較して、40.61%の減となっており、これは、主として、新型コロナウイルス感染症の拡大により各種イベント等が中止となったことに伴う青森地域活性化促進事業補助金の減によるものであります。

消防費は、49 億 1043 万余円で、前年度に比較して、3.01%の増となっており、これは、主として、今別分署建設事業に伴う増によるものであります。

公債費は、2 億 6682 万余円で、前年度に比較して、9.00%の増となっており、これは、主として、平成 30 年度借入れ分の消防車両整備事業に係る組合債等の元金償還が開始となったことによるものであります。

以上、令和 2 年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木戸喜美男君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議案第 6 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、認定と決しました。

次に、議案第 7 号について採決いたします。

議案第7号については、認定と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、認定と決しました。

日程第7 議案第8号 監査委員の選任について

○議長（木戸喜美男君） 日程第7議案第8号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、5番福井洋一議員の退席を求めます。

〔議員福井洋一君退場〕

○議長（木戸喜美男君） 提案理由の説明を求めます。

管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 議案第8号監査委員の選任について、御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合規則第12条第2項の規定により、組合議員のうちから選任することになっております監査委員について、令和元年第2回青森地域広域事務組合議会定例会において御同意をいただき選任致しました監査委員川崎憲二氏は、去る8月31日をもって辞任致しました。

そこで、この後任について慎重に検討した結果、福井洋一氏が適任と認められますので選任致したいと存じます。

何卒御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配付した資料のとおりであります。

○議長（木戸喜美男君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

5番福井洋一議員の入場を求めます。

〔議員福井洋一君入場〕

日程第8 一般質問

○議長（木戸喜美男君） 日程第8「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3番万徳なお子議員。

〔議員万徳なお子君登壇〕

○3番（万徳なお子君） 日本共産党の万徳なお子です。

コロナ禍での介護認定審査会についてお尋ねします。長引くコロナ禍のもと、介護を必要とする方々は、不安と、不自由な日々を送られていることと思います。そうした中、ご家族や関係者、スタッフの皆さんの献身的なご努力に頭が下がります。ワクチン接種が進んだとはいえ、感染のリスクはなくなっておらず、予断を許さない状況が続いています。コロナ禍で利用者関係者の安全と安心の対策も必要となります。

そこで質問します。コロナ禍での介護認定審査会はどのように開催しているかお示してください。以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。

佐々木事務局長。

〔事務局長佐々木淳君登壇〕

○事務局長（佐々木淳君） 万徳議員のコロナ禍での介護認定審査会についてのご質問にお答えします。

介護保険制度は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を、社会全体で支えあう制度として、平成12年度より実施されております。介護認定審査会は、介護状態区分の判定と、有効期限の検討を行い、心身の状態に関する意見を述べることでされており、要介護者等の保険・医療、または、福祉に関する、学識経験を有する委員から構成するものとされております。

青森地域広域事務組合では、「青森地域広域事務組合介護認定審査会」（以下「認定審査会」）を設置し、構成市町村である1市3町1村の要介護状態区分の2次判定等を行っているところでございます。

令和3年4月1日現在、113名の委員が23部会に分かれ審査を行っており、令和2年度の審査件数は、16,974件となっております。

コロナ禍での、「認定審査会」の運営につきましては、令和2年2月28日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」において、「介護認定審査会の開催に当たっては、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。」と示されたところでございます。

本組合では、この事務連絡を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されていた令和2年3月から、書面による審査を導入したところであります。

その後は、感染状況を考慮しながら、適宜実施してきたところであり、現在も書面による審査を継続しております。

本組合では、「認定審査会」については、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による審査に切り替え行っているが、コロナ禍においても、安全かつ遅滞なく審査ができるよう、今後とも新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、書面による審査を適宜実施しながら、適切に「認定審査会」を運営してまいります。

○議長（木戸喜美男君） 3番万徳議員。

○3番（万徳なお子君） 書面による審査に切り替えるなど、適宜対応していらっしゃる

ということでした。

各自治体からの審査依頼から、法定 30 日以内に処分が出来ているかという目安となる、認定審査会として、依頼から 14 日間での処分は、出来ているかどうか、状況をお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木淳君） 万徳議員の、認定審査会の審査依頼を受けてから通知に係るまでの再度のご質問にお答えいたします。

介護認定審査会に依頼のあった案件につきましては、順次審査を実施しているところでございまして、コロナ禍においても、通知までにかかる日数には、影響が出ていないところであります。

○議長（木戸喜美男君） 3 番万徳議員。

○3 番（万徳なお子君） 首都圏などでは、かなり期間がオーバーしているところも見受けられるようですが、当介護認定審査会は間に合っているとご答弁いただきました。

それでは、先ほど、申請依頼件数も触れていただきましたが、この件数というのは、近年、増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。状況をお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木淳君） 万徳議員の、申請件数の再度のご質問にお答えいたします。

近年の状況ということでございますけれども、令和 2 年度におきましては、令和元年度に比べて、1500 件の減少となっております、近年、若干減少しているという認識でございます。

○議長（木戸喜美男君） 3 番万徳議員。

○3 番（万徳なお子君） 若干件数が減っているというご答弁でしたが、他の広域ではかなり減っているところもあるとお聞きしました。この減っている理由は何かお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木淳君） 万徳議員の、減ってきているという再度のご質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、令和 2 年度の審査件数につきましては、令和元年度に比べて 1500 件ほど減少しているということでございますけれども、主な要因といたしましては、平成 30 年度に制度改正がございまして、それまで、最大の有効期限であった 24 か月であったものが 36 か月にできるというものがございまして、令和 2 年度は丁度その影響が出る年でございますので、令和 2 年度に 1500 件減少した主な理由は、制度改正に伴うものと考えております。

○議長（木戸喜美男君） 3 番万徳議員。

○3 番（万徳なお子君） 制度改正で減ったのではないかとというご答弁でした。

それでは、最初にご答弁いただいた書面による審査について若干お尋ねしますが、1 次判定と異なる意見が委員から出た場合、その取扱いはどうに進めているのでしょうか、お示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木淳君） 万徳議員の、委員からの意見についての再度のご質問にお答えいたします。

今回、書面による審査ということでございますので、委員の方からはFAX等で意見がされるものでございますけども、これらについては事務局の方で取り纏めさせていただいて、変更内容等がある場合については、電話で確認する等の詳細な内容を確認したうえで、取り纏めたものについては各委員に返送していくというものでございます。

○議長（木戸喜美男君） 3番万徳議員。

○3番（万徳なおり君） FAXや電話で取り纏めを行っているということでした。コロナでお忙しい医師や、そういった中で介護認定審査会を工夫して開いているということですので、介護を必要とする方の制度として、引き続き安心して安全に実施されるよう一層のご尽力をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（木戸喜美男君） 次に4番赤平勇人議員。

〔議員赤平勇人君登壇〕

○4番（赤平勇人君） 青森市選出の、日本共産党赤平勇人です。

通告にしたがい、一般質問を行います。

はじめに、消防力について質問します。総務省消防庁は、2000年、消防を取り巻く社会経済情勢の状況を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要があるとして、各市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものとして、消防力整備指針を策定しました。指針では、第1条の指針の主旨のなかで、市町村はその指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとするとしています。指針が策定されてから20年以上経ちますが、いま災害は多様化・多発化しており、この目標を達成していくことが、これまで以上に求められていると思います。そこで質問します。総務省消防庁では、3年毎に、消防力の整備指針に基づいた実態調査を行っていますが、直近である令和元年度消防施設整備計画実態調査の結果における消防力の充足率をお示してください。

2つ目に、災害対策について質問します。昨年同様、今年も特に、豪雨による災害が頻発しており、7月には、神奈川県や静岡県で、集中的な豪雨が発生、熱海市では大規模な土砂災害も発生しました。先月8月には、九州・北陸・中国地方をはじめ、各地で豪雨が発生し、県内でも下北地方で大規模な災害も発生しました。災害が多発するなか、災害時の様々な対応を、これまで以上に強化することが切実に求められています。その中の一つに、障がいを持っている方や高齢者世帯などの、災害時の避難が、自分達だけでは困難な人への対応をどのように行うかということがあります。要支援者と言われる人の対応にあたっては、町会のなかで民生委員が、それぞれの生活環境などを把握し、安否確認をはじめ、相談活動などにもあたってきました。しかし、今年8月には、長崎県で、近所の高齢者から、怖いから来て欲しいと頼まれて、様子を見に行った民生委員が、その高齢者と一緒に亡くなるという事態も起きました。

このことを受けて、厚労省は、8月16日付で「令和3年8月の大雨による災害に対する

民生委員活動について」という通知を出し、避難情報が発令中に地元住民に対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、民生委員自ら対応するのではなく、自治体に対応を任せるよう求め、この対応については、具体的には、警察や消防などが対応することを想定しているとのことです。以上を踏まえ、災害時の避難行動要支援者について質問します。避難行動要支援者リストの情報共有についてお示してください。

3つ目に、緊急車両における事故防止について質問します。市民の命や財産を守るためにかかすことができないものが緊急車両です。以前、この組合議会の令和元年第2回定例議会で、この緊急車両について、事故が頻発していることについて質問しました。その際に、様々な事故防止対策及び再発防止への取組を行っている旨の答弁がありました。あれから2年が経過しますが、現在の状況について質問します。今年度及び昨年度の緊急車両の事故件数並びに事故防止対策についてお示してください。壇上からの質問は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。

成田消防長。

〔消防長成田智君登壇〕

○消防長（成田智君） 赤平議員の、3点のご質問に、順次お答えいたします。

はじめに、消防力の充足率についてのご質問にお答えいたします。消防力とは、消防に関する業務に必要な人員、消防車両及び消防水利の施設などを示すものであり、その充足率につきましては、総務省消防庁が勧告する「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、市町村が整備すべき消防施設などの数と、実際の整備数を比較したものであります。

総務省消防庁では、消防力の整備実態を把握するため、概ね3年毎に消防施設整備計画実態調査（以下「実態調査」と言わせていただきます。）を実施しており、令和元年度に最新の調査を行ったところであります。

令和元年度に実施されました実態調査の結果につきましては、総務省消防庁が全国、都道府県及び消防本部毎の消防施設などの整備状況を公表しており、全国平均の充足率は、消防ポンプ自動車 97.7%、はしご自動車 88.2%、化学消防車 90.7%、救急自動車 96.3%、救助工作車 92.5%、消防水利 78.7%、消防職員 78.3%となっており、それに対し、当消防本部の充足率は、消防ポンプ自動車 100%、はしご自動車 100%、化学消防車 100%、救急自動車 100%、救助工作車 66.7%、消防水利 74.9%、消防職員 83.9%となり、救助工作車及び消防水利の充足率を除き、全国平均値を上回る状況となっております。

次に、避難行動要支援者リストの情報共有についてのご質問にお答えいたします。

当消防本部におきましては、避難行動要支援者からの同意を得たうえで、構成市町村の関係部局から、避難行動要支援者リストの情報提供を受け、通信指令課及び各消防署へ情報を展開しているところであります。

通信指令課においては、高機能消防指令システムに避難行動要支援者リストの情報を反映させ、地図上に表示することで、災害時においてその情報を基に、現場活動隊が必要に応じ救護や避難誘導などの安全の確保のため有効に活用しているところであります。

また、各消防署及び消防分署においては、春・秋の火災予防運動期間中を重点的に、消防職員が避難行動要支援者のお宅を訪問して、防火防災意識の啓発や避難方法についての防火指導を行っているところであります。

最後に、今年度及び昨年度の緊急車両の事故件数並びに事故防止対策についてのご質問にお答えいたします。当消防本部におきましては、消防自動車及び救急自動車など緊急車両として、合計 89 台の車両を保有しており、日常の各種業務での通常走行や災害時における緊急走行において、運行しているところであります。

令和 2 年度における当消防本部の車両事故発生状況につきましては、物損事故が 4 件発生しており、そのうち 2 件が緊急走行中のものであります。

同じく、令和 3 年度につきましては、これまで物損事故が 2 件発生しており、そのうち 1 件が緊急走行中のものであります。なお、各年度におきまして、これまで、人身事故は発生しておりません。

当消防本部における事故防止の取組につきましては、道路交通法第 74 条の 3 の規定に基づき、一定台数の消防車両を保有する署所におきましては、安全運転管理者を配置し、所属職員に安全運転の指導を行うとともに、全ての署所において、1 つに、毎日、車両状態を把握するための点検の実施、2 つに、朝礼等による職員への安全運転の啓発、3 つに、乗車員全員での車両周囲の確認徹底、4 つに、ヒヤリハット事例の共有、など、安全運転の啓発による意識の醸成に努めているほか、毎年度自動車運転教習所の運転コースを利用した技能講習を実施するなど、知識及び技術の両面で交通事故防止対策に取り組んでおります。

また、交通事故が発生した場合には、事故の発生状況等を分析し、再発防止の観点から消防長命による文書を所属長に通知し、幹部職員が直接、各署所を巡回し具体的な指導や注意喚起を行っているところであります。

今後につきましては、事故防止におけるこれまでの取組及び指導を更に強化し、地域住民の負託に応えるため、全職員一丸となって事故防止に取り組んで参りたいと思います。

○議長（木戸喜美男君） 4 番赤平議員。

○4 番（赤平勇人君） それでは順番に再質問していきたいと思います。はじめに消防力についてからです。最初にパーセントについて示していただいたのですが、全国の数値から比べると、救助工作車は 3 に対して組合のものは 2 ということと、消防水利は、4626 に対して 3463、消防職員は 609 に対して 511 がいま現状となっていて、この 3 つとも全国の目標値には届いていないということだと思います。

この 3 つのもの、工作車・水利・消防職員、前回のもの、更に 3 年前の調査、平成 27 年のものと比べるとどうなっているかお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。成田消防長。

○消防長（成田智君） 赤平議員の、充足率に達していないことについての再質問についてお答えいたします。

消防力につきましては、先ほど、壇上で答弁しました、総務省消防庁が定める「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき算出した基準数を目標に整備を進めている

ところであります。

議員ご指摘の、救助工作車の充足率につきましては、署所に配置する救助工作車の基準数3台の内、2台を整備しており、未整備の1台については消防ポンプ自動車に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定める救助器具を積載して運用を図っているところでございます。

申し訳ございません。前回調査した平成27年と令和元年の充足率の差についてという再度のご質問にお答えいたします。

救助工作車につきましては、平成27年が充足率66.7%、今回の令和元年と変わりございません。消防水利につきましては、平成27年が79.8%、令和元年の調査が74.9%ですので、若干下がっていると。消防職員につきましては、平成27年が、88.5%、令和元年が83.9%、以上となっております。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） 壇上でも強調したように、いま、災害が頻発しているなかで、むしろ増やしていかなければならないという状況が、ますます強まっていると思う。それが3年前の調査と比べて、上がっているところか、下がっているというのが、まず現状として示されたと思います。この充足していない消防力について、向上に向けた取組はどのように考えているのでしょうか。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。成田消防長。

○消防長（成田智君） 赤平議員からの、充足していない消防力についてどのように考えているのか、今後の取組ということの再質問にお答えします。

消防力の基準につきましては、総務省消防庁が定める「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき算出した基準数を目標に整備を進めているところであります。

救助工作車の充足率につきましては、署所に配置する救助工作車の基準数3台の内、2台を整備しており、未整備の1台については消防ポンプ車に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定める救助器具を積載し運用することで、必要な救助活動能力を確保しております。

また、消防職員につきましては、消防本部及び署所に配置する消防車両等に必要な人員数、人口、防火対象物数、住宅数、危険物施設数等を基に目標数が算出されるものであります。当消防管内の職員につきましては、前回の調査時である、平成27年の502名から最新の調査時点では再任用や新採用職員の増員により511名となっておりますが、職員の休暇の取得状況や消防学校入校等の教育訓練や研修等が目標数算出の係数に反映されますことから、充足率の変動が生じているものであります。

また、消防水利につきましては、調査を行った令和元年度以降におきましても、計画的かつ必要に応じ、新たに設置しており、今後とも、消防の責任を十分に果たすため必要な施設及び人員等、適正な消防力の整備に向け、引き続き、充足率の向上に努めてまいります。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） 繰り返しになりますけども、この3つの中で、救助工作車につい

ては3台という目標に対して2台という状況、職員については、これ自体は採用に直接関わってくる問題だと思いますけれども、やはり、組合として、災害の多発化・多様化というのを考えれば、しっかり増やしていくのが必要だと思います。研修等の関係で、その数には入らなかった数もあるということですが、目標に対してまだまだ低いという状況は変わらないわけで、ここはやはりしっかりと見ていく必要があると思います。

特に、平成30年度の消防力カードみると、消防本部職員は、専任だが、消防署職員はおおむね兼任となっていて、理由としては職員数が足りない事が挙げられており、専任職員と兼任職員の間に、実務能力に差が生まれてしまうということも書かれていました。調査の推移から考えても、まだ改善がなされていないというふうに思います。

災害対応という点からも、職員の働きやすい環境づくりとレベルアップという点からも、増員については、是非、組合としてもしっかりと働きかけてほしいと思います。

水利については、ずっと低い水準が続いている、そもそもの設備自体が少ない、まだまだ足りないという状況もあるが、その一方で、設置されていても肝心なときに消火栓が故障して使えなかったという事例も以前ありました。そこで、この消火栓について、過去3年間の青森市における消火栓の水出し点検時の不具合発生状況についてお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。成田消防長。

○消防長（成田智君） 赤平議員の、過去3年間の青森市における消火栓の水出し点検の状況についての再質問にお答えします。

青森市内におきまして、公設消火栓の放水状況を確認するために水出し点検を行ったところ、不具合を確認した消火栓の数につきましては、令和元年度は総点検数 3095 基の内 36 基、令和2年度は総点検数 3106 基の内 34 基、今年度は8月31日時点において総点検数 3035 基の内 37 基確認されております。

いずれも、キーが空回り、例えますと、蛇口のハンドルだけが空回りして、水が出ない状況などの不具合により、放水できない状態でありましたが、令和元年度及び令和2年度の不具合消火栓については全て修繕済みとなっており、また、今年度の不具合消火栓につきましても 36 基が修繕済みで、残る 1 基は 10 月中に修繕を完了する予定となっております。

○議長（木戸喜美男君） 4 番赤平議員。

○4 番（赤平勇人君） ここでもやはり設置数が足りないというだけでなく、古いという原因もあると思うのですが、故障しているものも、毎年毎年一定数出て来ていると、現に、以前この場でも取り上げましたが、火事が起こったときに、消火栓から水を出そうと思ったら出なかったという事態も起きてしまった訳です。市民の命と財産を守るためにも、消防力の整備指針に基づいた整備計画を持つべきだと思います。水利は水利の計画持っているところもあるわけなので、この目標値に近づけていくということを、是非、本気になって考えていただきたいと思います。調査するごとに、減っているという状況では、不安な気持ちが増えて行きますので、是非そこは改善していただきたいというふうに述べて、消防力については終わります。

災害対策について再質問します。要支援者の同意を得て、共有を図っているということ

でした。火災の予防運動期間中などに、それぞれの要支援者に合って指導なり行っていることだったですけれども、先ほども紹介した厚労省からの通知の扱いについては、市の方は検討中とのことでした。これから具体的な取組がされていくと思うので、現状について幾つか聞いて行きたいと思います。

名簿共有はすでに図られているとのことでしたが、総務省消防庁のホームページを見ると、避難行動要支援者の行動は常に変化するため名簿を更新する機会や仕組みを構築し、名簿状態を最新の状態保つことが必要とされています。共有をしているなかで、名簿の更新については、どれくらいの期間で行っているか、お答えできるでしょうか。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。成田消防長。

○消防長（成田智君） 赤平議員からの、要支援者の名簿の更新の再質問についてお答えします。

消防の保有する要支援者の名簿につきましては、市の関係部局の方から、毎年、本人の同意を得た名簿に関しまして情報を提供していただいております。毎年、指令課の方、及び、消防署の方へ情報を展開しております。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） 毎年更新しているということです。情報共有といってもただリストをもらう訳ではなく、支援者一人一人とどうやって対応するのか、何が必要なのかということを考えれば、打ち合わせを頻繁に行っていく必要もあると思います。現状の認識についてお聞きしますが、先ほども壇上で紹介したように、8月に長崎県で民生委員と住民の高齢者の方が一緒に災害に巻き込まれ、亡くなってしまったという事態が起きました。これについて、消防の考えてをお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。成田消防長。

○消防長（成田智君） 赤平議員の、長崎県西海市で発生した事案を受けての消防の考えについての再度のご質問にお答えします。長崎県西海市の大雨災害につきましては、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令中で、既に災害が発生しているか、また、災害発生の危険が極めて高い状態にあるため、民生委員ではなく消防機関等が対応に当たるものであり、なるべく警戒レベル3「高齢者等避難」までに、民生委員は自身の安全を確保した上で、見守り等の支援活動を実施していただきたいと考えております。

厚生労働省の事務連絡につきましては、東日本大震災を契機に、民生委員に身の安全を確保してもらうための整備がなされてきた中、先ほどご紹介がありました令和3年8月の大雨災害により犠牲者が出してしまったことを受け、厚生労働省から民生委員の方々へ、ご自身の安全を確保することを周知徹底するために、周知文が発出されたものと聞き及んでおります。

大規模災害時におきましては、災害通報のほか、この度の厚生労働省発出の周知文を受け、避難行動要支援者に関する民生委員からの自治体への情報伝達もあるものと想定されますことから、消防本部といたしましては継続して保有する避難行動要支援者リストを更新して備え、有事の際は、警戒レベルの段階や通報内容に応じて関係機関、関係部局と連携しながら、迅速的確に努めてまいります。

○議長（木戸喜美男君） 4 番赤平議員。

○4 番（赤平勇人君） よく災害時に言われるのが、早めの避難が大事だと言われる。これ自体は必要大事なことだと思いますが、要支援者の方たちは早めの避難をするのもなかなか大変だと思うのです。こういった人たちに、寄り添った対応を民生委員任せにしないで、消防と連携してやっていきたいと思いますということがこれからいよいよ強化されていくと思う。具体的な内容については、是非、一人一人に寄り添った対応を考えて欲しいと思います。民生委員の方は、怖いから来てくれと言われれば行かなきゃとなるのは当然だと思うのです。今後こうした事態を防ぐために、住民の命を守ることを最優先にした対応を検討して欲しいという事を要望して、災害対策の質問は終わります。

最後に、緊急車両における事故防止についてですが、前回質問したときに、事故の件数が4件発生している中での質問でした。令和2年も4件発生して、そのうち2件が緊急走行中だった。今年は今のところ2件発生して、1件緊急走行中だということでした。対策については、前回と同じ答弁だった。ただし、件数は引き続き発生しているということでした。

この緊急車両について私は以前質問した際に、ドライブレコーダーの設置について進めて欲しいというふうに要望しましたが、設置状況と今後の計画についてお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。成田消防長。

○消防長（成田智君） 赤平議員のドライブレコーダーの設置状況についての再度のご質問にお答えします。

ドライブレコーダーについては、車外の映像を記録することができ、交通事故が発生した場合、事故原因の究明や事故の分析を行えるなど、再発防止対策の強化に一定の効果が期待できるものと認識しているところであります。

当消防本部では、緊急車両として運用しております消防自動車及び救急自動車など89台につきまして、車両の更新時等に併せドライブレコーダーを設置しているところであります。

令和元年度以降に設置した車両につきましては、令和元年度が5台、令和2年度が19台、今年度におきましては9月現在、6台の車両に設置しており、これまでの設置済みの車両は、45台となっております。

未設置の車両につきましては、今後とも車両更新時の設置に加え、既存の車両に関しましても、限りある予算の中で、可能な限り早期に設置できるよう努めてまいります。

○議長（木戸喜美男君） 4 番赤平議員。

○4 番（赤平勇人君） 89 台中 45 台設置しているということでした。答弁の最後でもありましたけども。車両更新を待っているといつまでも更新できない車両が出てくる訳で。既存の車両についても計画を立てて、随時、早く全車両に設置できるようにやって欲しいと前回もしゃべりましたが、引き続き、事故を防止する対策を色々やっていく強化も必要ですけども、車両についても是非ドライブレコーダーの設置を早く全車両に設置していただくよう要望して質問を終わります。

○議長（木戸喜美男君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第 9 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（木戸喜美男君） 日程第 9「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 10 報告第 5 号 継続費精算報告について

（令和 2 年度青森地域広域事務組合一般会計継続費精算報告書）

日程第 11 報告第 6 号 専決処分の報告について

日程第 12 報告第 7 号 専決処分の報告について

日程第 13 青広監報告第 3 号 例月出納検査報告について

○議長（木戸喜美男君） 日程第 10 報告第 5 号「継続費精算報告について」から、日程第 13 青広監報告第 3 号「例月出納検査報告について」までの計 4 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（木戸喜美男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（木戸喜美男君） これにて、令和 3 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 03 分閉会

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 木 戸 喜美男

議員 竹 山 美 虎

議員 本 間 闘 士